

令和5・6年度競争参加資格審査申請に関するQ&A

Q1	令和5・6年度競争参加資格の申請は、いつまで受け付けていますか？
A1	令和6年12月27日(金)までの消印があり、書類に不備のないものを受け付けます。 なお、受付終了以降、入札広告中の案件に参加するために競争参加資格の認定を希望される方は、HP記載の問合せ先までご連絡ください。
参考	工事手引きP6 / コンサル手引きP5

Q2	「物品・役務」の入札に参加したいのですが、競争参加資格申請は必要ですか？
A2	「物品・役務」については、競争参加資格審査は行っていません。 各発注に係る入札広告記載の参加要件を満たしていれば、入札にご参加いただけます。
参考	－

Q3	随時申請や変更届の提出はインターネットではできないのでしょうか？ 定期申請をインターネット一元受付で行ったが、変更届はどうすればいいですか？
A3	随時申請及び変更届の提出ともにインターネット方式では行うことができませんので、 郵送にて提出してください。定期申請をインターネット一元受付で行った場合でも、変更届は郵送により提出してください。
参考	工事手引きP6,P45 / コンサル手引きP5,P28

Q4	随時受付の申請を行ってから、何日程度で認定されますか？
A4	適正な申請を受理してから、1ヶ月から1ヶ月半で認定になります。
参考	工事手引きP6 / コンサル手引きP5

Q5	資格認定通知書の発行はしていますか？
A5	資格認定通知書は発行しておりません。認定結果及び認定内容については有資格者公表名簿(Q9参照)にてご確認ください。 公表項目は、業者番号、商号又は名称、代表者名、本社所在地、総合点数、認定された工事(業務)種別、等級及び希望工事(業務)内容です。
参考	工事手引きP1,P9 / コンサル手引きP1,P11

Q6	申請書類受付後、受付確認書類・受領印等の返送をしてほしいのですが？
A6	受付確認書類の返送は行っておりません。返信用封筒、受付票等が同封されていた場合でも返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。 また、申請書類の送達に関する電話問合せには応じかねますので、着信確認が必要な場合は、書留・レターパックプラスなど追跡可能な郵便の追跡結果をもってご確認ください。
参考	工事手引きP6,P7,P46 / コンサル手引きP5,P6,P28

Q7	申請書又は変更届には、代表者印の押印は必要ですか？
A7	代表者印の押印は不要です。ただし、行政書士が代理申請を行う場合は、委任状への委任者の押印が必要となります。
参考	工事手引きP21,P46 / コンサル手引きP26,P28

Q8	「執行役員」や「執行役」による申請はできますか？
A8	「執行役員」や「執行役」は会社を代表する権限を有していないことから、資格審査の申請者にはなれません。ただし、委員会等設置会社において会社を代表する権限を有している「代表執行役」による申請は可能です。この場合には、役職欄には「代表者」と記載してください。 なお、申請書の「役職」欄に記入する役職名は次のとおりです。 ・取締役・取締役社長・代表取締役・代表取締役社長・代表取締役副社長 ・代表社員・代表者・代表理事・理事長・社長・副社長・無限責任社員 ・管財人・会長 ※上記に該当がない場合又は個人の場合は、「代表者」を選択してください。
参考	工事手引きP12 / コンサル手引きP15

Q9	有資格者公表名簿はどこで閲覧できますか？
A9	以下のページに掲載しています。 企業情報サイト＞契約情報＞資格審査＞令和5・6年度競争参加資格者 https://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/keiyaku/shinsa/
参考	工事手引きP1,P9 / コンサル手引きP1,P11

Q10	資格認定後、希望工事種別を追加することはできますか？
A10	希望工事種別の追加は可能です。詳細は工事手引きの下記ページをご確認下さい。
参考	工事手引きP44

Q11	変更届には、何の書類を添付すればよいですか？
A11	工事手引き「第8 変更事項の届出方法等」及びコンサル手引き「第4 変更事項の届出方法等」に、必要書類を記載しておりますのでご確認ください。
参考	工事手引きP43 / コンサル手引きP27

Q12	資格認定後、新しい審査基準日の「総合評定値通知書」の交付を受けた場合、変更届の提出は必要ですか？
A12	審査基準日を更新しますので、新しく交付を受けた「総合評定値通知書」の写しを提出してください(変更届は不要です。)。 なお、新しい審査基準日の「総合評定値通知書」の交付を受けても、申請内容の変更、年間平均完成工事高の振分け直し等はできません。
参考	工事手引きP7

Q13	代表者以外の役員に交代があった場合、変更届の提出は必要ですか？
A13	代表者以外の役員、支店長等の変更については、変更届の提出は不要です。
参考	工事手引きP44 / コンサル手引きP27

Q14	建設業の許可内容に変更があった場合、変更届の提出は必要ですか？
A14	単に建設業許可の更新を行った場合(許可内容に一切変更がない場合)には、変更届の提出は不要です。建設業の許可内容に変更がある場合(一般許可から特定許可への変更、都道府県知事許可から国土交通大臣許可への変更等)には、変更届の提出が必要となりますので、建設業許可関係の変更届出書の写しを変更届と併せてご提出ください。
参考	工事手引きP44

Q15	建設業の許可業種の一部を追加または廃業した場合、変更届の提出は必要ですか？
A15	変更届の提出は必要です。なお、許可業種の一部廃業によって、資格認定を受けている工事種別の認定要件を満たさなくなった場合には、資格の取り下げをあわせて申請してください。
参考	工事手引きP43,P44

Q16	資格の認定を受けたので電子入札システムの利用者登録を行いたいのですが、電子入札システム登録用の業者番号(9桁)を教えてください。
A16	以下のページに掲載しています。 企業情報サイト>契約情報>電子入札システム>電子入札に参加するには>電子入札システムの利用者登録における「業者番号」及び「商号又は名称」について https://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/keiyaku/nyusatsu/ ※上記に掲載がない場合は、お手数ですがお問合せください。
参考	－

Q17	都合により資格認定を取り下げたいのですが。
A17	資格認定の取り下げについては、申請者の方の自由です。ただし、資格の有効期間内にも関わらず認定を受けた資格について取り下げた場合、同一有効期間内は当該資格について再度の申請をすることはできませんので、ご注意ください。 取り下げを行う場合は、変更届の変更事由欄に「資格の取り下げ」と記載のうえ、提出ください。
参考	工事手引きP7 / コンサル手引きP6